

令和4年度 第2回 福岡県環境審議会 議事録

日時：令和4年11月17日（木）

10：00～11：00

場所：吉塚合同庁舎 7階 特6会議室

（環境政策課：牧草企画広報監）

皆様すみません。大変長らくお待たせをいたしました。ただ今から令和4年度第2回福岡県環境審議会を開催させていただきます。

本日の司会を務めさせていただきます、環境政策課 企画広報監 牧草でございます。どうぞよろしく願いいたします。議事に入ります前に、環境部長の小磯より御挨拶を申し上げます。

（環境部：小磯部長）

皆さん、おはようございます。

環境部長の小磯でございます。

本日は、お忙しい中、当環境審議会に御出席を賜り、誠にありがとうございます。

そして、日ごろから、本県の環境行政につきまして、格別の御協力をいただいておりますことにも、感謝を申し上げます。ありがとうございます。

さて、少しだけ現在の状況をお話させていただきたいのですが、丁度今ですね、皆さんも報道等で御存じの方も多と思いますけども、エジプトで、国連の気候変動枠組条約の第27回目の会議が開かれております。通称COP27と呼ばれております。明日までの会議だと聞いております。

昨年のCOP26の会議では、世界平均気温の上昇を産業革命以前に比べまして1.5度以内に抑える、これを努力していくのだということが合意されまして、「グラスゴー気候合意」と呼ばれているそうですけれども、この合意が採択をされて、取組が進められております。

しかしながら、先月10月にですね、この国連気候変動の枠組条約の事務局が報告書を発表しておりまして、それによりまして温室効果ガスの排出量につきましては、確かに各国は目標を作って、減少に向かわせるよう進めてはいるのだけれども、今世紀末までの世界の気象上昇を1.5度以内に抑えるというのは、今の状況では非常に厳しいというような発表をしております。さらなる努力が必要だと言うようなことが言われております。

そして、今回のCOP27、27回目の会議におきましては、1.5度目標のこれの実現に向けて、さらなる削減の加速化ということ、そしてもう一つ「ロス&ダメージ」というふうに言われておりますけれども、損失と損害ということで、いわゆる途上国の皆さんがこういった気候変動によって損失や損害を受けていると、これに対して先進国が支援をしっかりとすべきだというような議論がでてきております。

これを巡って先進国と途上国の間でなかなか厳しい議論が交わされているというような

ことを聞いております。こういったことを踏まえまして、本県におきましても今年度から県の施設に太陽光発電設備を設置するための調査であったり、あるいは、中小企業向けの皆さんに省エネの補助金を創設したりということで取組を進めております。こういう厳しい状況を踏まえながら、しっかり進めていきたいと考えている次第でございます。そして、もう一つ御報告というか、御紹介させていただきます。

さきの9月の県議会におきまして、人と動物そして環境の健全性は一体だという事で、ワンヘルスという取組を進めております。このワンヘルスにつきまして実践促進に関する条例というのが、県議会の議員の皆さんの御提案によって、提案されて可決をされております。

名前のおり実践的に進めていくために、こういったことをきちんと務めるべきだといったような内容が盛り込まれた条例でございます。

環境分野に関して申しますと、野生鳥獣の適正管理の促進であるとか、水環境等の保全、プラスチックごみ対策の促進、こういったことが、条例の中に定められております。

本県といたしましても、こういった条例の趣旨をしっかり踏まえまして、確実な取組を進めていきたいというふうに考えているところでございます。

本日の審議会におきましては、御案内のとおり、諮問事項1件そして部会決議報告が1件でございます。いずれも本県の環境行政にとりまして重要な事項でございます。御審議のほど、よろしくお願ひしたいと思ひます。どうぞよろしくお願ひいたします。

(環境政策課：牧草企画広報監)

ここで事務局から、御報告を申し上げます。本日は、会長及び委員36名中21名出席をいただいております。半数以上の御出席をいただいておりますので、福岡県環境審議会条例第5条第2項の規定により会が成立しておりますことを御報告申し上げます。

なお本日森下委員につきましては、代理にて九州地方整備局企画部広域計画課課長の佐伯様に御出席をいただいております。

それでは、本日の資料の確認をお願いいたします。お手元の配付資料及び事前に郵送でお配りしております資料につきましては、資料リストにお示しをしておりますとおりでございます。

なお、資料1につきましては、一部修正がございましたので、お手元に本日配布をしておりますものと、差し替えをお願いいたします。差し替え前の物につきましては、お帰りの際にそのまま机の上に置いておいていただければというふうに思ひますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

その他に資料の不足等がございましたら、挙手により事務局までお申出をお願いいたします。

よろしゅうございますでしょうか。

そういたしましたら、会議につきましては、福岡県環境審議会条例第5条第1項によりまして、会長が議長となることが規定されております。これに基づきまして、これからの議事につきましては、浅野会長に進行をお願いいたします。会長お願ひいたします。

(浅野議長)

それでは、皆さんおはようございます。遠方からおいでの方は、10時からの開会ということでかなり早く家をお出にならないといけなかったかと思います。本当に申し訳ございません。前回のこの審議会は8月9日に開きました。それから、国の環境施策の動きを簡単に御紹介したいと思いますが、8月25日の中央環境審議会で、循環経済についてこれからどう進めていくかということに関する工程表が決まりまして、9月にこれが正式に公表されております。本県も循環経済ということで取組しておりますが、この工程表に沿った取組を強化しなくてはいけないだろうと思います。

それから、9月14日でございますが、先に改正されました法律で、脱炭素の取組を支援するための金融組織を作るということになりまして、環境省がこんなものを持つのは、珍しいのですが、株式会社として1国と民間が出資する株式会社脱炭素化支援機構というのが、正式に認可されまして、スタートしております。これから色んな意味での財政的な支援も受けることができるようになると企業関係の脱炭素への取組が進むことが期待されています。

更に11月8日ですが、これは、環境省のみならず国交省や、経産省が一緒になりまして、住宅の断熱性能向上のための支援システムをさらに強化しようということで、そのことについても発表されております。

それから、11月に入りましてから、昨年の西表島の横のところにある石西礁湖、西表と石垣の間はかなり広大なサンゴ礁があるのですが、これをずっと継続的にモニタリングをしているのですが、昨年は温暖化のために白化してしまった率が、ついに92.8%に至ったということが、公式に発表されております。

温暖化対策について、一層進めなければいけない訳ですが、温暖化を防止することには留まらず、実際に起こってしまった状態をどうするかという、適応というのですが、これについては、特に取組が一層強化されなければいけないという状況になっています。国は、気候変動の適応についての法律も用意しているのですが、前年度の国の適応への取組についてのフォローアップ報告が、やはり11月に公表されております。

この適応への取組に関しては、全国にそれぞれブロックごとの協議会が設けられているのですが、九州・沖縄ブロックについても、九州・沖縄広域適応協議会が行われています。実は、法律でこの協議会を作ることが決まる前から九州・沖縄でも10年以上この協議会の前身とのいうべき取組が進められてきているのですが、2020年度から今年度までの3年間かけて九州・沖縄ではこの広域協議会で暑熱対策、熱中症対策についての広域アクションプランを作ろうということで、準備を進めまして、まもなくプランが出来上がる状況になっています。

色々と本県の取組についてもこのアクションプランに沿ってさらに強化することが可能ではないかというふうに思っていますし、これだけではなく、さらに災害の要するに気候変動に伴う豪雨等の災害が起こった場合どうするかということについても広域のプランを準備しており、さらに、今申しましたサンゴ礁についての広域アクションプランを作るとい

うのも進められておりました、ただサンゴ礁だけだと、福岡県は全く関係なくなってしまうので、藻場の保全もテーマに加えていただくように提案いたしまして、サンゴ礁だけでなく藻場についての保全のための、これを気候変動への適応対策という観点から考えた広域アクションプランが、現在検討されつつあります。こういう広域の取組のためのプランが九州・沖縄ブロックでできるということになりますので、それをさらに参考にしながら、他県との協力もした適応の取組ができるのではないかと、こんなことを期待している、これが前回の審議会以降の主な出来事として、皆様に報告しなくてはならないことだろうと思います。

さて、先程部長の御挨拶にありましたように、本日はまず知事から本審議会にあてての諮問事項がございますので、それについて事務局から御説明をいただくことといたします。

事務局からどうぞお願いいたします。

(自然環境課：新課長)

自然環境課長の新でございます。

「玄海国定公園（糸島市二丈鹿家）における公園事業の決定について」でございます。御説明いたします前に、資料の一部修正の報告をさせていただきます。事前に送付させていただいておりました資料1でございますが、一部変更を行っております。2ページの自然環境の表の現況欄に、以前送付させていただいたものには、レッドデータブックで希少とされている植物の情報を記載しておりました。これは非公開とすべき情報でございますので、これを削除したものと、正式に本日配布をさせていただきます。本日は、この資料にて説明させていただきます。事前配布いたしました資料につきましては廃棄いただきますようお願いいたします。

それでは、説明に入ります。

二丈鹿家の説明の前に自然公園制度の概要について説明をさせていただきます。

資料は13ページでございますが、自然公園制度の概要 参考資料としております。

1枚お捲りいただきまして、資料1の14ページでございます。また、法律でございますが、根拠法令といたしまして、自然公園法、そして福岡県の自然公園条例というものがござい

ます。2番の法律の目的でございます。そこに書いてありますけれども、優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図ることによりまして、国民の保健、休養及び教化に資するとともに生物の多様性の確保に寄与することでございます。自然公園というものは、どのようなものかという、自然公園法に基づきまして指定されます国立公園と国定公園、それから福岡県立自然公園条例に基づき指定される県立自然公園この3種類がござい

ます。福岡県内にどれだけあるかというものは15ページでございますけれども、そこに示しておりますけれども、国立公園が1箇所、国定公園が3箇所、県立自然公園が5箇所ございまして、その総面積は8万8千ha余りでございまして、県土面積の約18%を占めております。16ペー

ジには、それを地図に掲載しております。主に、海岸や山等が主になっております。

では、公園計画と公園事業に関する法令でございますが、14ページにお戻りいただきますようお願いいたします。

14ページ3でございます。公園計画と公園事業でございますが、国定公園は国立公園に準ずる優れた自然の風景地でございます。環境大臣が指定するものとされておりますけれども、国定公園に関する公園計画は都道府県知事の申出により環境大臣が決定し、国定公園に関する公園事業は都道府県知事が決定するとされているところでございます。

公園計画と公園事業につきましてですが、17ページの体系図を御覧ください。

ちょっと字が小さくて申し訳ございませんけれども、一番左に区域の指定と囲みがございまして、その右公園計画というものがございまして、この「公園計画」でございますが、自然公園の保護又は利用を適正に行うために、自然公園ごとに定められるもので、それは「規制計画」「事業計画」の2本の柱で構成されております。

「規制計画」では、自然景観を保護するために、特別地域、普通地域の指定を行いまして、さらに、特別地域については、景観の保護や風致維持の必要性の度合いに応じまして、特別保護地区及び第1種から第3種までの区分を定めております。

この区分に応じて一定の基準を設けまして、土地の形状変更や建築物の新設、樹木の伐採などの行為を規制することで保護に努めております。

一方、「事業計画」でございます。下側の部分でございますけれども、事業計画は、公園の景観の保護、利用上の安全の確保、適正な利用の増進、生態系の維持回復を図るために必要な施設整備や対策に関する計画でございます。施設計画と生態系維持回復事業計画からなっております。

「施設計画」では、荒廃した自然環境の復元や危険防止のために必要な保護施設の計画と、適正に公園を利用するための必要な利用施設の計画からなりまして、この施設計画に基づき実施する事業を「公園事業」ということになっております。

具体的には、公園事業というのは、左下の点線囲みですね。公園事業となる施設の概要ということにありますけれども、快適な公園利用の拠点となる集団施設地区、あるいはそれ以外の地域で実施する単独の施設等に分けまして、計画的な施設整備を進めているところでございます。

国定公園におきまして、この公園事業を執行するには、都道府県知事が事業決定を行う必要がございますけれども、本県では、公園事業の決定にあたっては、県の環境審議会の意見を聞かなければならないと定めていることから、今回御審議をお願いするものでございます。

それでは、今回の諮問事項について、その内容を御説明いたします。

資料1の1ページでございます。事業決定書でございます。

事業決定事項についてでございます。事業の名称及び種類は「鹿家（宿舎）」でございます。事業の位置は「糸島市二丈鹿家」となっております。

事業の規模につきましては、区域面積が0.9ha、最大宿泊者数600人となっております。

6ページでございますけれども、場所でございます。今回、公園事業の決定を行う場所でございます。先ほど申しましたとおり糸島市二丈鹿家でございます。玄海国定公園の第1種特別地域に指定されているところでございます。色々マークがございますけれども、マークの説明は左側に書いてございます。

では、具体的な内容につきましてでございます。

資料2ページでございます。事業の位置及び周辺地域の現況でございます。当該地は、福岡県の西端の糸島市二丈鹿家地区の玄界灘に面する「鳴き砂」で知られます「姉子の浜」に隣接する原野でございます。

「姉子の浜・鳴き砂」は九州でも数少ない鳴き砂の浜としまして平成10年7月に、当時の二丈町、現在糸島市でございますけれども、二丈町に天然記念物として海浜部分が指定されておまして、地元団体により毎月の清掃活動等が実施されております。

また、近隣の「二丈パーキングエリア」を利用することにより、気軽に散策を楽しめる場所として親しまれております。

公園事業予定地の平坦部分でございますけれども、その大部分が裸地、裸地というのは、植物とか建築物に覆われておらず、土がむき出しになっている土地でございます。大部分が裸地又は雑草群落でございます。海浜部には自然植生の群落が残されております。

次に、2の施設整備の内容でございます。当該地におきまして宿舎事業が決定された場合、宿舎施設等の整備を計画しております。

これまで、糸島市の観光業は福岡市近隣の日帰り客数の増加は顕著なもの、宿泊客数については、宿泊施設の不足などによりまして十分に取り込めておらず、「糸島市観光振興基本計画」におきまして「宿泊施設の新設」や「宿泊を伴う新たな観光商品の開発」に取り組むと記載されております。

今回の計画地は、「鳴き砂」を有する姉子の浜の隣接地でございます。自然公園来訪者のなかには、長期的な自然探勝を望む声もあるものの、周辺にて宿泊施設が少ないため、民間事業者により、公園計画に基づく宿舎事業として整備しようとするものでございまして、特別地域にふさわしい環境を維持し、観光客や地域住民に親しまれる宿舎として利用促進を図るため、事業を行うものでございます。

3の環境影響の予測及び自然環境保全のための対策でございます。これは、4ページでございますが、当該計画地の海岸斜面以外の平坦部については、その大部分が裸地又は雑草群落であるため、自然環境に与える影響は少ないものと推測されます。

また、特に保全を必要とする海岸砂丘斜面部につきましては盛土等の造成は行わないこととしております。

なお、平坦部等の自然環境への影響が少ない範囲については、最小限の盛土による造成を検討してございまして、既存植生への阻害を最小限にとどめるよう、造成に係る盛土材につい

では、宿舎事業地の背面山地より調達することとしておりまして、地域外の植生の混入による影響が無いよう配慮することとしております。

次に7ページでございます。

事業区域図でございます。赤線で囲んでいる区域が今回の決定区域でございます。

ページを捲りまして、8ページには、事業区域全体の航空写真を掲載しております。

この赤線で囲んでいる区域が、今回の区域でございます。

9ページは計画の平面図でございます。宿泊施設を備えました管理棟が1棟、真ん中でございます。管理棟が1棟、コテージ7棟、テントサイト7棟を整備しまして、敷地内には、宿泊者以外にも利用できる駐車場を整備いたします。

なお、図面内の赤線でございますが、今回の事業区域を図示したもので、海岸砂丘斜面部については構造物の設置については行わないこととしております。

10ページ、11ページは、状況写真に公園事業施設をイメージとして表示したものとなります。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

(浅野議長)

それでは、只今諮問いただきました件について、御質問がございましたらお受けしたいと思いますが、自然公園法という法律は、ずいぶん日本で古い法律ですね。かつては、国立公園法という名前だったのですが、それが現在では自然公園法という名前になっています。自然公園というとは何か特別に自然のというような印象があるのですが、実は元々は国立公園という枠組みしか日本には無かったのですが、都市公園を法律化したいと建設省が考えたらしいのですが、どうも国立公園という名前を、自然保護行政の方に先に取られてしまうのは面白くないというので、都市公園法を作る時に国立公園法という法律の名前を自然公園法に変えたという経過があるように思われます。日本では自然保護については、この自然公園法が大きな役割を果たしてきているのですが、ちょっと困ったことには、公園という以上はこれは利用を前提にするものです。自然を自然そのものとして保全するというための法律が日本ではやや遅れて出てきた自然環境保全法があるのですが、多くの場所はすでに自然公園法で指定され扱われております。それにしても、自然公園法は公園法である以上、公園区域についての利用というのを当然考えなければいけないということになる。そういう法律の建付けにはなっているのです。この諮問事項について何か御質問、御意見等がございましたら、お聞きしたいと思いますが、いかがでございましょうか。

どうぞ、伊澤委員。

(伊澤委員)

伊澤でございます。この資料の中に書かれております、影響予測と対策は工事自体と建造物については、書かれているのですけれども、実際にはそれが運用し始めた時に様々な光と

か音とか排水とか発生し、さらに踏み荒らしとかいろいろなことが起こると思うのですが、そういうことについては、ここで影響評価として記載しなくてもいいものなのでしょうかということが1点と、それについては業者さんの方で、対策をされているのでしょうかというのをもう1点伺いたいです。

(浅野議長)

どうぞ事務局お答えください。

(自然環境課：新課長)

はい。今回の公園事業の決定につきましては、こういう影響がある、だから、こういうふうに対策をとりますよという計画でございまして、実際工事に入って新たな植生とか見つかった場合には、それをどう保護するかということについて、協議をすることになると思います。

(伊澤委員)

もう少し先のことでありますが、ここが宿泊施設運用され始めたときに色々影響が出ると思いますが、それには工事業者さんは関わらないということになるのですか。

(浅野議長)

この件について、細かいことについては、公園鳥獣部会で審議をいただくことにしていますので、できましたら規模からいって、アセス対象となっていないのですが、ほとんどが準アセスに近い議論になりますので、供用開始後の環境影響について、懸念がある点はしっかり部会の審議の際に指摘していただいて、それに対する事業を行う者と、それからその後誰がその施設の供用・管理をするのかよく分かりませんが、その辺のところをしっかりと調整できるように、というふうにご指摘しておいていただければと思います。

それから位置図もできておりますので、例えばキャンプサイドはここまで海岸に近いところではみ出す形でいいのかということも、少し鳥獣部会で厳しくご議論いただければと思います。よろしく願いいたします。

はい。どうぞ渡邊委員。

(渡邊公一郎委員)

関連する質問ですけど、排水、先程委員が聞かれた排水についてですね、作った後で問題が起こってももう、取り返しがつかないですよ。鳴き砂というのは、ここは環境が非常にきれいなので、周りに排水の流れが、おそらく無いのが一つの重要なポイントだと思うのですが、こうやって施設ができると排水をどうするというのが、これは、作った後で、検討する訳にはいかないですよ。なので、一体どうするのか。ここに流していいのか、流し

てもらったら困るのですけども。そうすると鳴き砂を維持するためには、どういう評価を事前にやって、先程委員が言われましたけれども環境の影響っていうのが、無いというのを、ここには影響が少ないと書いていますけども、そういう細かいことは何も書いていないでしょう。是非鳴き砂というのは、維持保存して欲しいので、それについてどう対策をするかというのは、当然ながら事前に検討するべきだと思います。

(浅野議長)

はい。ありがとうございます。

これも部会の方で御検討いただいて、場合によっては条件をつけてしまうというようなところまで踏み込んで扱っていただければと思います。よろしく願いいたします。

(自然環境課：新課長)

分かりました。よろしく願いいたします。

(浅野議長)

他に。はいどうぞ。後藤委員。

(後藤委員)

この姉子の浜は僕も大好きで、9月に毎年いつも行っているのですけども、9月にこの前行ったばかりで、とうとう見つかってしまったかと思ったのですけど、気になるのがですね、最大宿泊人数が600人と書いてあるけど、これは1日で宿泊できる数のことでしょうか。

(浅野議長)

いかがでしょうか。

(自然環境課：新課長)

可能な数としまして1日ということでございます。

(後藤委員)

コテージが7棟でテントが7台。

(浅野議長)

それとあと管理棟にも宿舎ができるので、何部屋出来るか知りませんが

(自然環境課：新課長)

今回示しているのものでは120名です。その数でいけば。

(後藤委員)

じゃあ、今回の計画で600人を詰め込むというよりも計画では120人と。

(浅野議長)

3ページの最大宿泊数600人というところを後藤委員は指摘しておられるのですか。

(後藤委員)

ベンチのところですごく狭い範囲、特に幅が狭いのですね。海までの幅が狭いので、そこに600人来るとびっくりしたのですけれども、120人だとやはり気になるのが排水ですね。すぐ海だから排水の処理をきちんとしてもらわないと大変なことになるなと思っているのと、もう一つは、ここにコテージ等を作るからといって海岸の一般の人の利用、今海水浴とかボートとかで利用しますが、それは制限されないのですね。

(自然環境課：新課長)

はい。それは、制限されません。

(後藤委員)

はい。分かりました。

(浅野議長)

他に御質問、御意見ございませんか。
河邊委員どうぞ。

(河邊委員)

ありがとうございます。河邊と申します。9ページの配置図についてお尋ねします。赤いラインは事業区域というふうに伺いましたが、所有権の及ぶ範囲という理解でよいですか。それとも法面の下までが所有権の及ぶ範囲なのでしょうか。

(自然環境課：新課長)

法面の下まで所有権はおよびますけども、法面も色々分断もございますので、そこは今回対象としないということでございます。

(河邊委員)

そうしますと法面のところにも一部グランピングの施設が配置されるようになっていますが、当然配置をするということは、基礎工事もするでしょうし、そこでまた、この法面の部分を掘削することになって、それが法面崩落のきっかけとなり、直ぐではないにしても、

長い年月の間に崩落して行って、その影響がでないのかということと、この法面の高さというのはどのくらいなのでしょう。写真ではちょっと分かり難くて。

(浅野議長)

そうですね。

(河邊委員)

左側にコンクリート製の擁壁があるので、それから推測すると2 mくらいなのかなと。

(自然環境課：新課長)

2 m～3 mでございますが。

(浅野議長)

後藤先生、これどのくらいの高さなのですかね。

(後藤委員)

2 m～3 mくらい。隣の駐車場、パーキングから出る時に海岸を少しおりますね。3 mくらいですかね。

(自然環境課：新課長)

法面にはホテルを建てる計画ではないんです。

(河邊委員)

コテージは、セットバックしてはいますが、グランピングエリアが、法面にかかるように書かれてありますよね。

(浅野議長)

はい。私も先ほどちょっと気になったので、部会でチェックしていただくようにと申し上げました。

(河邊委員)

こういうものが、法面の崩落に繋がっていくのじゃないですか。

(浅野議長)

はい。という御懸念ですね。分かりました。そのことも十分に検討していただきたいと思っています。

(河邊委員)

それと、この法面の高低差が3mという事ですけども、その法面の角度の傾斜が緩いと利用するようになった家族の子供とかがここを駆け下りたりすると、それがまた法面の崩壊に繋がるんじゃないかというそういう心配を致しました。やはり、利用していただくというか、景観を楽しんでいただく施設って大事だと思うんですけど、使っていただく上での、最初の計画は他の委員からも言われていたように大事ですし、一旦建ってしまうと後戻りできない。それとあと、ごみの問題ですよ。利用者様のごみの問題をどのように施設が、意識して計画を立てているのか。国定公園を楽しみながら、でも守りながら利用するという意識を利用者様も事業者様も持っていただくということが非常に大事だと思います。

(浅野議長)

分かりました。御懸念は十分に理解できます。
はい。川崎委員どうぞ。

(川崎委員)

川崎です。この箇所については、今先程公園鳥獣部会で審議することなんですけども、そもそもこの第1種特別保護地域にこういった宿泊施設というのがこれまで、建設したことがあるのかどうか確認させていただきたいと思います。

この玄海国定公園の中に、一番保護の重たい特別保護地区というのがありません。一番高いのが第1種特別地域ですよ。この第1種特別地域というのは特別保護地区に準ずるようなところというところで、早ければ保護しなさいよというようなところなのに、今までいわゆる第2種とか普通地域とかいうところで、大体そういった宿泊施設などの整備が行われてきているのではないかなという気がするのですけれども、第1種地域でもこの玄海特定公園の中で行われている事例があれば、お知らせいただければと思います。

お願いします。

(自然環境課：新課長)

第一種特別地域は、委員が御指摘の通りに重要な地域ということで保護の対象でございますけども、保護だけでなく利用することも可能な地域でございます。他の地域でどこがあるかということについては、この隣接している場所ですね。昔ホテルが建っておりました。第1種特別地域ですけどもこの一帯ですね。8ページの地図でいいますと、赤く線組をしているところが今回事業決定するところでございますけども、その左側ちょっとこんもりとした山がございますけども、その一帯、第1種特別地域でございます。赤線を引いた左側に過去ホテルが建っておりました。今は撤去されているというところで、例としてはホテルが建っていたという例がございます。保護と利用をどういうバランスで行くかということが一番大事なところでございます。今回現況が裸地、平坦な地域ということで、大きく現況が変

わるというものではないかなというところでございます。

(浅野議長)

川崎委員よろしいですか。すぐ横に今までホテルがあったのですね。廃虚になってしまっていたのが撤去されている。隣は過去に認めているという実例があるというのはちょっと辛いところですね。

よろしいでしょうか。どうぞ田中委員。

(田中大士委員)

この鳴き砂ですが、数十年前鳴かなくなっていましたよね。2、30年前にようやくまた復活というのでしょうか、鳴くようになったのですが、その時の原因は私は分かりませんが、今回の事業によってさっきの排水の問題だとか、色々ありますけどもそれがきちんと処理とかされていなかったら、その鳴き砂がまた鳴かなくなってしまうという可能性があるのでしょうか。

(自然環境課：新課長)

鳴かない原因というのははっきりとは分からないということですが、新たに土が入ってきたりとか、摩擦がなくなって鳴かなくなるというようなことが考えられるので、盛土とかすると、それが流れ出るおそれがありますので、今回盛土が流れ出ないようにという注意を払ってもらおうようにしております。

(浅野議長)

よろしいでしょうか。

さっき河邊委員が御指摘になったように、そうはいうものの斜面のところが崩れて土が流れるというような危険性もあるから、その辺の対策をどう考えるのかという御指摘も重要な点だと思います。この点についても是非部会で見てください。よろしゅうございますか。他に御意見がございませうか。無いようでしたら、この件につきましては詳細にわたって検討していかないといけないということがございませう。また生息情報については、公開できないということがありますから、それを含めた検討ですね。いつものとおりですが条例に基づいて公園鳥獣部会にお諮りをしたい。そして公園鳥獣部会の決議をもって、本審議会の決議に代えるということにしたいと思いますが、よろしゅうございませうか。それでは、少し重い案件でございませうが、伊澤部会長よろしくお願ひいたします。

それでは、続きましてこれまでに既に公園鳥獣部会で審議をいただいたその結果について、伊澤部会長から、御報告をいただきます。

(伊澤委員)

ありがとうございます。伊澤です。資料2の方をお捲りいただければと思います。

帆柱山鳥獣保護区特別保護地区の指定についてということで御報告いたします。

1 ページ目をお捲りください。本件につきまして、1 ページ目にございますように、令和4年8月9日に開催されました、福岡県環境審議会、本会議において私共公園鳥獣部会に審議を付託されたものです。同年8月9日に公園鳥獣部会を開催し審議を行いました。内容としては帆柱山鳥獣保護区特別保護地区について現行の指定期間が満了するということから、再度10年間の指定を行いたいというものでございました。3ページの方に細かい文章ですが、特別保護区の概要について書かれております。それから、もう少し捲っていただいて6ページに帆柱山の位置図、それから7ページにもう少し詳細な区域図が示されております。

それで、審議結果については、戻っていただいて、2ページにありますように保護地区の指定の継続については適当であると判断いたしました。令和4年9月20日付で答申をなされております。以上、公園鳥獣部会からの御報告です。よろしくお願いたします。

(浅野議長)

どうもありがとうございました。この帆柱山鳥獣保護区の特別保護地区の指定については諮問のとおり決定することが適当であると公園鳥獣部会で決議されましたので、これに基づきまして、私の方から知事に適当である旨、答申をしております。この件につきまして、何か御質問御意見がございますでしょうか。よろしゅうございませうか。それではよろしいようでしたら、これについても御報告を了承したということにさせていただきます。どうもありがとうございました。

本日、お諮りする事項はこの2件でございましたので、これで閉会させていただきたいと思ひます。それでは、事務局から何かありましたらどうぞ。

(環境政策課：牧草企画広報監)

浅野会長議事の進行ありがとうございました。委員の皆様におかれましては、熱心に御審議をいただきまして、誠にありがとうございます。当審議会の御意見を十分に踏まえまして、今後の施策を進めて参りたいと思ひます。今後ともなお一層の御指導御支援を賜りますように、重ねてお願いをいたします。

これを持ちまして、令和4年度第2回福岡県環境審議会を終了といたします。本日は誠にありがとうございました。